

# 大野市U・Iターン移住就職等支援金（東京圏型）交付要綱

（令和元年7月1日告示第153号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、ふくい創生・人口減少対策戦略及びデジタル田園都市国家構想第2期大野市総合戦略に基づき、本市への移住定住を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、予算の範囲内で大野市と福井県が共同して行うU・Iターン移住就職等支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関して、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の世帯の申請の場合にあっては60万円とし、18歳未満（申請年度の4月1日における年齢）の世帯員1人につき100万円をこれに加算するものとする。

（対象者要件）

第3条 移住支援金の対象者は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第5号の要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 大野市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 大野市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個

人事業主として東京 2 3 区に通勤していたこと。ただし、東京 2 3 区への通勤期間については、住民票を移す 3 月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成 3 1 年 4 月 1 日以降に、大野市に転入（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定に基づき大野市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を大野市に置くこと。以下同じ。）したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後 3 月以上 1 年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から 5 年以上、大野市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他大野市又は福井県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(エ) 申請者は、過去 1 0 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 1 8 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、1 8 歳以上となる場合を除く。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 一般人材（次のイに掲げる専門人材以外の者をいう。）の就業については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が福井県内及び隣接県に所在すること。

(イ) 福井県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に移住支援金の対象として求人を掲載している法人に就業すること。

(ウ) 3 親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めてい

- る法人に就業しないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
  - (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材（国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。）の就業については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (ア) 勤務地が福井県内及び隣接県に所在すること。
  - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
  - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により大野市に移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
  - ウ 国が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口の要件として、本市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、

次に掲げる事項に該当すること。

ア 大野市が実施する（委託事業を含む。）「移住者交流会」、「移住体験プログラム」、「短期滞在ワークステイ」又は「市が認めた移住イベント」若しくは福井県が実施する「関係人口拡大を目的とした事業」に参加したことがある者

イ 地域の担い手確保の要件として、大野市が定めた業種（日本標準産業分類で区分する大分類の「農業・林業」、「漁業」、「建設業」及び「医療・福祉」、小分類の「土木建築サービス業」のいずれか）に就業し、次のいずれかに該当する者

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者

(イ) 家業への就業又は経営を引き継ぐ者

(ウ) 自ら事業を営み、自活できる程度の収入を得ている者又は得ることが見込まれる者

(5) 起業に関する要件として、福井県が福井型スタートアップ創出支援事業交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けてから1年以内であること。

2 前項に規定するもののほか、2人以上の世帯の申請の場合には、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において転入後3年以上1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 移住支援金の申請者は、大野市U・Iターン移住就職等支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
  - (2) 写真付き身分証明書の写し
  - (3) 住民票の写し（2人以上の世帯の申請の場合は、申請者を含む世帯員全員分）
  - (4) 移住元の住民票の除票の写し（2人以上の世帯の申請の場合は、申請者を含む世帯員全員分）
  - (5) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
  - (6) 別表に掲げる証明書類等
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、大野市U・Iターン移住就職等支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その旨を申請者に通知する。

（交付の条件）

第6条 市長は、移住支援金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に大野市での居住が困難となった場合又は移住支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、大野市及び福井県から求められた場合には、それに応じなければならない。

（移住支援金の請求及び交付）

第7条 第5条の規定により交付決定を受けた申請者が移住支援金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書受理後30日以内に、大野市U・Iターン移住就職等支援金交付請求書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しな

なければならない。

2 市長は、前項の規定により交付請求書を受理した場合は、申請から3月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大野市U・Iターン移住就職等支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大野市U・Iターン移住就職等支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第6号)を申請者に交付する。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に依りて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、大野市及び福井県が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に大野市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大野市から転出した場合

2 前項各号について、県内の他の移住支援金事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3の返還を求めないものとする。ただし、県内の移住支援金事業を実施していない市町又は県外の市区町村に転出した場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、大野市と福井県が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の規定によりなされた移住支援金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年告示第155号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大野市U・Iターン交付要綱の規定は、令和元年12月27日から適用する。

附 則 (令和4年告示第133号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第127号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年告示第123号)

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則 (令和7年告示第104号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	証明書類等
移住支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（様式第2号）
移住支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（様式第2号）
移住支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	関係人口である旨の申出書（様式第2号の2）
移住支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	福井型スタートアップ創出支援事業の交付決定通知書の写し
雇用される者として東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。以下この表において同じ。）から東京23区に通勤していた者	東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は法定の退職証明書及び離職票（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主等	開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
	個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）